

むらづくりを

手作りで

～農家・住民の参加による工事の実施～



コンクリート舗装で道路を整備

農家・地域住民が主役の

農家や地域住民の参加で身近な施設の整備ができます。

身近な施設が対象です。

- ・ 小規模な用排水路、耕作道路、暗渠排水、環境整備工などが対象
- 農家、地域住民が主役です。
- ・ 農家や地域住民が、自らの意志で工事に参加
 - ・ 工事への参加は、土地改良区等の団体を通じて、又は個人で労務参加の申し出

工事の計画・管理は事業実施主体が行います。

- ・ 市町村等の事業実施主体が必要に応じて材料を購入し支給
- ・ 事業実施主体が工程管理、出来形管理などを実施

工事の管理を支援します。

- ・ 必要に応じ、外部機関の技術者を活用して工事の管理を支援



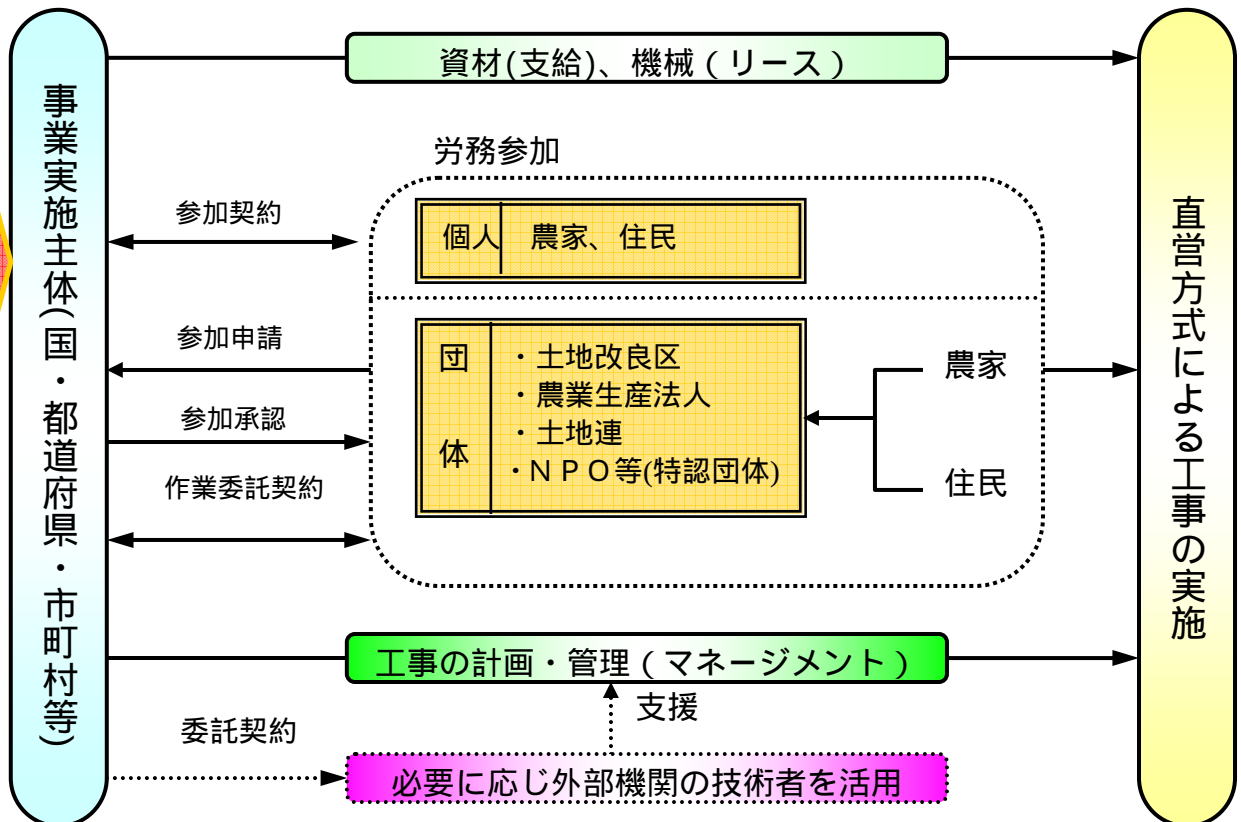
耕起後の雑物・石れき等の除去作業

レーザプラウによる耕起作業



むらづくりを推進します！

工事の実施方法



労務参加の方法には、団体参加の方法と個人参加の方法があります。

期待される効果

住民参加により地域が活性化されます。

土地改良区などの自助努力が助長されます。

創意工夫により工事コストの縮減と農家負担の軽減が図られます。

自ら整備した施設は愛着をもって維持管理されます。

ねらい

- **農家・地域住民などの参加による工事の実施（直営施工）**は平成13年6月に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針」などを踏まえ、工事コストの縮減と農家負担の軽減を図り、併せて地域に密着した施設として良好な維持管理を期待するために取り組みます。

< 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針

～いわゆる「骨太の方針」～>（平成13年6月26日閣議決定）

- ・ 公共事業のコストを縮減
- ・ 住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法を活用

< 改革工程表 >（平成13年9月26日経済財政諮問会議決定を受けて）

農林水産公共事業を抜本的に改革することとし、「農家の労力提供等による低コスト化」を明記

< 土地改良長期計画 >（平成15年10月10日閣議決定）

「多様な主体の参加の促進」として、「土地改良区に加え、地域住民やNPO等の参加を促進する」を明記

事業実施主体の役割

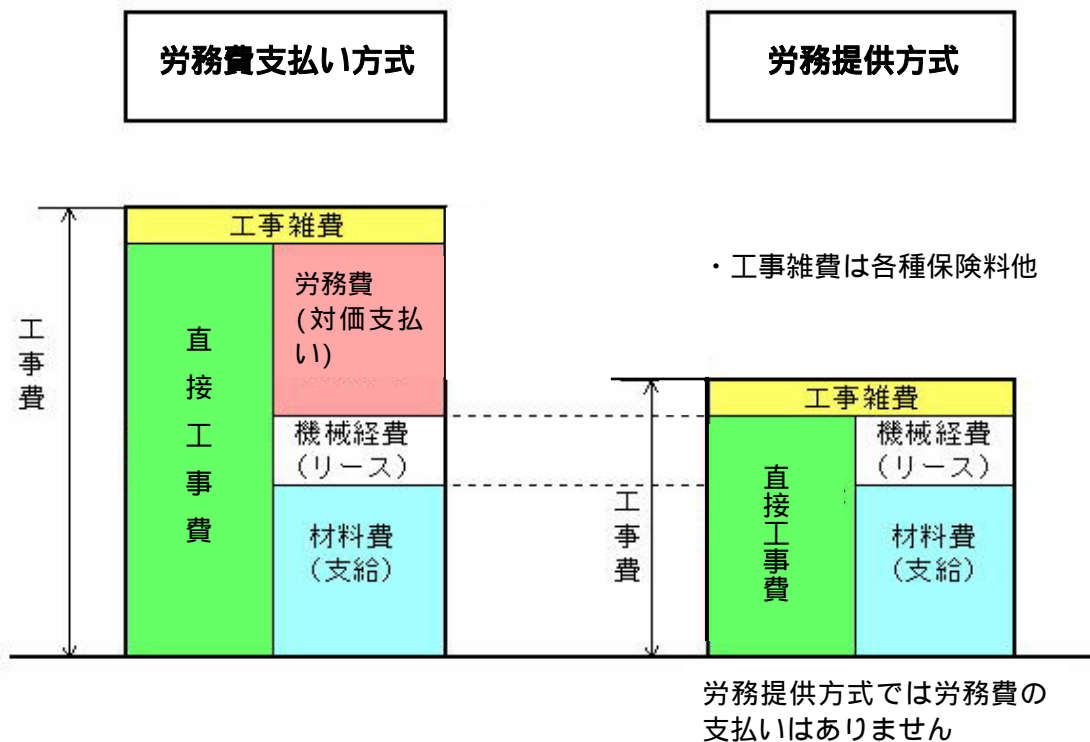
- 市町村などの事業実施主体は、既存事業(*)地区の事業計画内容を地元で説明する際、この中から直営施工の取り組みが考えられる作業内容を併せて説明します。
 - * 既存事業・・・農業農村整備事業又は農村振興局整備部所管の非公共事業であって、農家・地域住民等の参加で実施が可能と考えられる作業をその内容の全部又は一部とする事業
- 事業実施主体は、工事の計画・管理（マネジメント）を行います。

参加の方法

- 事業実施主体から直営施工の作業内容の説明を受けた農家・地域住民は、土地改良区等の団体を通じて、又は個人で労務参加の申し出を行ない、事業実施主体と労務参加者とが、合意のうえ直営施工に取り組みます。
- 団体として参加する場合は、事業実施主体と作業委託契約を交わします。
- 団体として参加できるのは、土地改良区、県土地連、農業生産法人、及びNPOなど事業実施主体が認めた団体です。

費用の支払い方法など

- 参加の方式には、参加者に対して作業の報酬として労務費が支払われる「労務費支払い方式」と無報酬で実施される「労務提供方式」があります。
- どちらの方式で参加するかは参加者の意志によります。



- ・ 必要な場合には、事業実施主体が機械のリースや資材の支給を行います。
- ・ 傷害保険や賠償責任保険などに必要な費用は、工事費に含みます。
- ・ 労務費を支払う場合、団体では土地改良区、農業生産法人であることなど一定の要件が必要であり、個人では事業実施主体と参加契約を結ぶ必要があります。

施工管理など

- 事業実施主体は、材料の手配や日々の労務管理、工事の工程・出来形などの施工管理、作業の安全管理など直営施工全般にわたる管理を行います。
- 事業実施主体は、現場の管理及び工事の検査などについて、必要に応じて、県土地連など外部機関の技術者を活用することもできます。
- 直営施工は、事業実施主体自らの責任において実施するものであり、瑕疵担保は存在しません。

対象となる作業

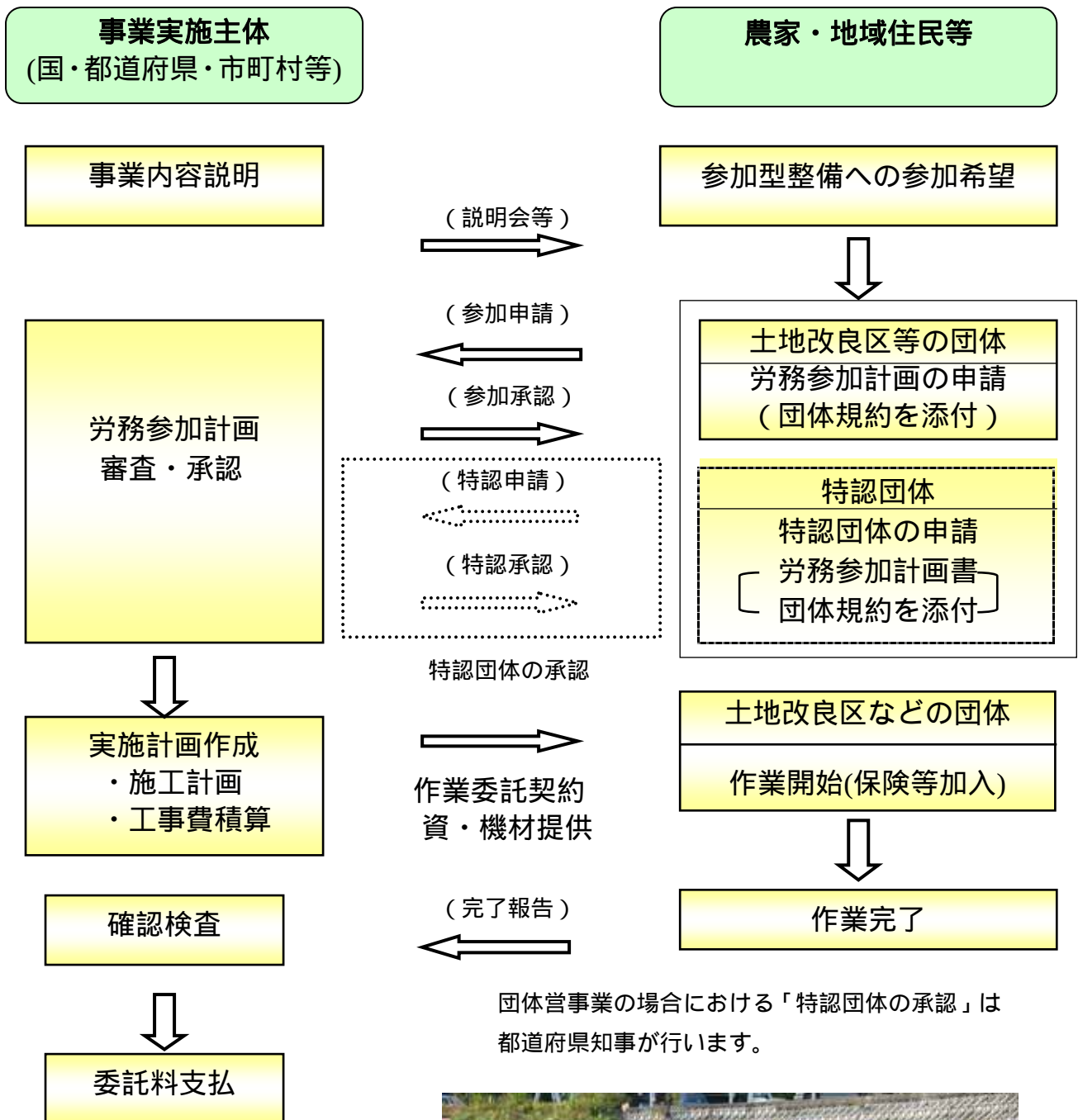
- 対象となる作業は、参加者の作業経験等を想定し、対象施設の重要度、作業の難易度及び作業の安全確保の点も考慮して事業実施主体が選定します。
- 対象となる代表的な作業には、次のようなものがあります。

工 種	作 業 内 容
土 工 関 係	・ 掘削面の高さが2メートル以下となる地山の掘削
水 路 工	・ 厳密な標高管理を必要としない用排水路末端部分の施工 ・ 小規模な水路（コンクリート二次製品等）の設置 ・ 小規模な取水・分水施設の設置
道 路 工	・ 耕作道路等の新設・改良 ・ 耕作道路等における砂利・コンクリート舗装
区 画 整 理 （権利移動を伴わないもの）	・ 畦畔の造成・除去 ・ ほ場進入路の造成・除去 ・ 心土破砕 ・ 客土、土壌改良材の投入
暗 渠 排 水	・ 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の施工
環境整備工その他	・ 鳥獣害防護柵の設置 ・ 看板、ベンチ等の設置 ・ 重機を伴わない植栽 ・ 転落防止柵の設置



転落防止木柵の設置

団体参加の場合の実施手順 (労務費支払い方式)



団体営事業の場合における「特認団体の承認」は
都道府県知事が行います。



耕作道路をコンクリートで舗装

農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について

(平成16年5月10日付 農林水産省生産局長・農村振興局長通知)

第1 趣 旨

平成13年6月26日「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」が閣議決定され、公共事業の「効率性/透明性の追求」として、「公共事業のコストを縮減する」こと、「住民が求める社会資本を可能な限り早期に整備するため、住民参加型の手法を活用」することとされたところである。

この改革の方向に即し、農業農村整備事業又は農村振興局整備部所管の非公共事業であって、農家・地域住民等の参加(以下、「参加型」という。)で実施が可能と考えられる作業をその内容の全部又は一部とする事業における当該作業について、農家・地域住民等の参加要望に基づく、参加型の直営施工の実施により、工事コストの縮減と農家負担の軽減を図り、併せて造成した施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理を期待するものである。

第2 基本要件

参加型の直営施工は、第3の対象作業について、事業実施主体が地元に対して説明を行い、農家・地域住民等及びこれらで構成される団体から当該作業への参加の申し出があり、事業実施主体が適当と認めた場合において実施することとする。

第3 対象作業

参加型の直営施工で実施する作業は、当面の間その作業の難易度及び安全確保の観点から、別表1に掲げるものを参考とする。(本パンフレットではp5の表)

第4 労務参加の申請・承認

参加型の直営施工に団体として参加を希望する場合、当該団体は、労務参加申請書(様式第1号)に当該団体の規約と作業場所、作業内容等を記載した労務参加計画書(様式第2号)を付して、事業実施主体に提出するものとする。

事業実施主体は、提出された労務参加計画書等を審査し、その内容が適切である場合には、労務参加を承認する旨を当該団体に通知(様式第3号)するものとする。

第5 対価の支払

1 事業実施主体が参加型の直営施工に対して対価を支払う場合は、参加型の直営施工の対象工事に係る全ての直接工事費相当額が、当該対象工事を請負施工とした場合の直接工事費相当額を超えないものとする。

2 また、対価を作業委託料として団体に対して支払う場合は、原則として、参加型の直営施工の実施地域にある、土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条に基づき設立される土地改良区、同法第111条の13の認可を得て設立された都道府県土地改良事業団体連合会及び農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に定める農業生産法人を対象とする。

3 なお、事業実施主体の長(ただし、団体営事業の場合にあっては都道府県知事。以下同じ)が特に認めた、農家・地域住民等で構成される団体(以下「特認団体」という。)は、対価の支払い対象団体とすることができる。

この場合、あらかじめ、特認団体は、特認団体申請書(様式第4号)により、事業実施主体の長に申請し、事業実施主体の長は、当該作業を適切に実施できると特に認める場合には特認団体承認書(様式第5号)を特認団体に通知するものとする。

4 事業実施主体の長(国営事業の場合を除く。)は、当該年度における参加型の直営施工に係る特認団体承認一覧表(様式第6号)を作成し、地方農政局長(北海道にあっては生産局長若しくは農村振興局長又は北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人水資源機構にあっては農村振興局長。)に、翌年度の4月末日までに提出するものとする。

第6 労働保険等

参加型の直営施工を実施する事業実施主体、及び参加型の直営施工に参加する農家・地域住民等及びこれらで構成される団体は、必要な労働災害保険や損害保険に加入するものとし、これに必要な費用は当該事業費から適切に支出するものとする。

第7 施工管理・安全管理・検査等

事業実施主体は、参加型の直営施工の施工管理、安全管理及び検査を適切に行うものとする。施工管理・安全管理及び検査等について、必要があれば、現場技術業務等の活用を図るものとする。

直営施工であるため、瑕疵担保は徴しないものとする。

問い合わせ先

農 林 水 産 省

農 村 振 興 局	整備部	設計課	電話(代)	03-3591-5798
東 北 農 政 局	整備部	設計課	電話(代)	022-263-1111
関 東 農 政 局	整備部	設計課	電話(代)	048-600-0600
北 陸 農 政 局	整備部	設計課	電話(代)	076-263-2161
東 海 農 政 局	整備部	設計課	電話(代)	052-201-7271
近 畿 農 政 局	整備部	設計課	電話(代)	075-451-9161
中国四国農政局	整備部	設計課	電話(代)	086-224-4511
九 州 農 政 局	整備部	設計課	電話(代)	096-353-3561
〔北海道開発局〕農業水産部	農業設計課		電話(代)	011-709-2311
〔沖縄総合事務局〕農林水産部	土地改良課		電話(代)	098-866-0031
全国土地改良事業団体連合会	技術開発部		電話	03-3234-5476

(平成18年8月)